

2025年6月入学生対応

精神保健福祉士相談援助業務について

相談援助業務一覧

精神保健福祉士における相談援助業務の実務経験とは、厚生労働省が指定する施設・事業所において精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した経験を指します。実務経験は指定の「施設種類」、「職種」に当てはまる内容であることが必要であり、該当しない内容は実務経験として申請することはできません。

※「相談援助業務に該当になるかどうか」「指定施設・職種に該当になるかどうか」については、実務を証明される証明権限をお持ちの方にご確認ください。

※実務経験証明書の書式については、「2025年6月11日入学生用募集要項」の27ページ、もしくは本校ホームページからダウンロードしてください。

相談援助の業務について

精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行なっていること

1. 次の（1）から（5）に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。

（1）精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

（2）精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

（3）精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

（4）精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

（5）援助を行なうための関係者との連絡、調整等

- ・ ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ ケース記録等の関係書類の整理
- ・ 職員間の申し送り、連絡、調整
- ・ 関係機関との連絡、調整

2. 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。

3. 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。

ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。

乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

1. 医療・行政関係施設

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
医療法	病院・診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)	精神科ソーシャルワーカー	精600
		医療ソーシャルワーカー	精601
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神科病院	精神科ソーシャルワーカー	精602
		医療ソーシャルワーカー	精603
	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員	精604
		社会福祉士	精605
		精神科ソーシャルワーカー	精606
		心理判定員	精607
		精神保健福祉相談員	精608
地域保健法	保健所	社会福祉士	精609
		精神科ソーシャルワーカー	精610
		心理判定員	精611
		精神保健福祉相談員	精612
	市町村保健センター	社会福祉士	精613
		精神科ソーシャルワーカー	精614
		心理判定員	精615
		精神保健福祉相談員	精616
		社会福祉士	精617
		精神科ソーシャルワーカー	精618
地方自治体	市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	心理判定員	精619
		社会福祉士	精620
		精神科ソーシャルワーカー	精621
		精神保健福祉相談員	精622
設置法 法務省	保護観察所	社会復帰調整官	精620
		保護観察官	精621
更生保護事業法	更生保護施設	補導に当たる職員	精622
		福祉職員	精623
		薬物専門職員	精624
		訪問支援職員	精650

2. 障害者関係施設

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	生活介護を行なう施設	生活支援員	精 700
		サービス管理責任者	精 701
	自立訓練を行なう施設	生活支援員	精 702
		サービス管理責任者	精 703
	就労移行支援を行なう施設	生活支援員	精 704
		就労支援員	精 705
		サービス管理責任者	精 706
		職業指導員	精 750
	就労継続支援を行なう施設	生活支援員	精 707
		サービス管理責任者	精 708
		職業指導員	精 751
	就労定着支援を行なう施設	就労定着支援員	精 709
		サービス管理責任者	精 710
		相談援助業務に従事する職員	精 711
	自立生活援助を行なう施設	地域生活支援員	精 712
		サービス管理責任者	精 713
		相談援助業務に従事する職員	精 714
	短期入所を行なう施設	相談援助業務に従事する職員	精 715
	重度障害者等包括支援を行なう施設	相談援助業務に従事する職員	精 716
	共同生活援助を行なう施設 (共同生活介護であった期間を含む)	相談援助業務に従事する職員	精 717

2. 障害者関係施設

根拠法	施設種類	職種名	職種コード	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	地域生活支援事業	日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員	精 718
		障害者相談支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員	精 719
		障害児等療育支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員	精 720
	一般相談支援事業を行なう施設 (相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	相談支援専門員	精 721	
	特定相談支援事業を行なう施設 (相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	相談支援専門員	精 722	
	障害者支援施設	生活支援員	精 723	
		就労支援員	精 724	
		サービス管理責任者	精 725	
	地域活動支援センター	指導員	精 726	
	福祉ホーム	管理人	精 727	
	基幹相談支援センター	相談援助業務に従事する職員	精 728	
	障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	精 729
		地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	精 730
職場適応援助者			精 731	
障害者就業・生活支援センター		主任就業支援担当者	精 732	
		就業支援担当者	精 733	
		生活支援担当職員	精 734	
発達障害者支援法	発達障害者支援センター	主任職場定着支援担当者	精 752	
		相談支援を担当する職員	精 735	
		就労支援を担当する職員	精 736	

3. その他

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
介護保険法	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行なう職員 (介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く)	精800
生活保護法	救護施設	生活指導員	精801
	更生施設	生活指導員	精802
	被保護者就労支援事業を行なう事業所	就労支援員	精803
	被保護者就労準備支援事業を行なう事業所	就労支援員	精804
		被保護者就労準備支援担当者	精805
		相談支援に従事する者	精806
	被保護者家計改善支援事業を行なう事業所	就労支援員	精807
		被保護者就労準備支援担当者	精808
		相談支援に従事する者	精809
	就労支援事業を行なう事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員	精810
日常生活支援住居施設	生活支援員	精920	
	生活支援提供責任者	精921	
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	精811
		心理判定員	精812
		職能判定員	精813
		ケース・ワーカー	精814
売春防止法	婦人相談所	相談指導員	精815
		判定員	精816
		婦人相談員	精817
婦人保護施設	入所者を指導する職員	精818	
職業安定法	公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター	精819
		発達障害者雇用トータルサポーター	精820
		雇用トータルサポーター(大学等支援分)	精950
刑事収容施設法	刑事施設	刑務官	精821
		法務教官	精822
		法務技官(心理)	精823
		福祉専門官	精824
少年院法	少年院	法務教官	精825
		法務技官(心理)	精826
		福祉専門官	精827
鑑別所法	少年鑑別所	法務教官	精828
		法務技官(心理)	精829

3. その他

根拠法	施設種類	職種名	職種コード	
児童福祉法	障害児通所支援事業を行なう施設 (医療型児童発達支援を除く) (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援	相談援助業務に従事する職員	精830
		放課後等デイサービス	相談援助業務に従事する職員	精831
		居宅訪問型児童発達支援	相談援助業務に従事する職員	精832
		保育所等訪問支援	相談援助業務に従事する職員	精833
	乳児院	児童指導員	精834	
		保育士	精835	
		家庭支援専門相談員	精836	
	児童養護施設	児童指導員	精837	
		保育士	精838	
		家庭支援専門相談員	精839	
		職業指導員	精840	
	福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	児童指導員	精841	
		保育士	精842	
		児童発達支援管理責任者	精843	
		職業指導員	精844	
		心理指導担当職員	精845	
	児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	児童指導員	精846	
		保育士	精847	
		家庭支援専門相談員	精848	
	児童相談所	児童福祉司	精849	
		受付相談員	精850	
		相談員	精851	
		電話相談員	精852	
		児童心理司	精853	
	母子生活支援施設	児童指導員	精854	
		保育士	精855	
		母子支援員	精856	
少年を指導する職員		精857		
相談支援専門員		精858		
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	精859		
	児童生活支援員	精860		
	職業指導員	精861		
児童家庭支援センター	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」 第88条の3第1項に規定する職員	精862		
児童自立生活援助事業を行なう施設	相談援助業務を行なう指導員	精863		

3. その他

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員	精 8 6 4
		身体障害者福祉司	精 8 6 5
		知的障害者福祉司	精 8 6 6
		老人福祉指導主事	精 8 6 7
		現業員	精 8 6 8
		家庭児童福祉主事	精 8 6 9
		家庭相談員	精 8 7 0
		面接員に相当する職員	精 8 7 1
		婦人相談員	精 8 7 2
		母子・父子自立支援員	精 8 7 3
		母子・父子自立支援プログラム策定員	精 8 7 4
		就業支援専門員	精 8 7 5
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	精 8 7 6
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	精 8 7 7
	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員	精 8 7 8
	市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	精 8 7 9
		相談援助業務 (主として身体障害者、知的障害者、 精神障害者に対するものに限る) に従事する職員	精 8 8 0
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なう施設	地域体制整備コーディネーター	精 8 8 1
		地域移行推進員	精 8 8 2
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行なう施設	相談援助業務に従事する職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、 その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	精 8 8 3
スクールソーシャルワーカー活用事業を行なう施設	スクールソーシャルワーカー	精 8 8 4	
母子家庭等就業・自立支援センター事業	相談員	精 8 8 5	
一般市等就業・自立支援事業を行なう施設	相談員	精 8 8 6	
第1号職場適応援助者助成金または 訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修または 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員 であって、職場適応援助を行なっている者	精 8 8 7	
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、 職場適応援助を行なっている者	精 8 8 8	
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	精 8 8 9	
地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事する職員	精 8 9 0	

3. その他

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
	ホームレス自立支援事業を行なう施設	生活相談指導員	精 8 9 1
	地域若者サポートステーション	相談援助業務に従事する職員	精 8 9 2
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	精 8 9 3
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行なう自立相談支援機関	主任相談支援員	精 8 9 4
		相談支援員	精 8 9 5
		就労支援員	精 8 9 6
		家計改善支援員	精 8 9 7
		就労準備支援担当者	精 8 9 8
		主任相談支援員	精 8 9 9
	生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所	相談支援員	精 9 0 0
		就労支援員	精 9 0 1
		家計改善支援員	精 9 0 2
		就労準備支援担当者	精 9 0 3
		主任相談支援員	精 9 0 4
	生活困窮者家計改善支援事業を行なう事業所	相談支援員	精 9 0 5
		就労支援員	精 9 0 6
		家計改善支援員	精 9 0 7
		就労準備支援担当者	精 9 0 8
		主任相談支援員	精 9 0 4

4. 改正前の法律

施設種類	職種名	職種コード
児童デイサービス	相談援助業務に従事する職員	精 9 0 9
知的障害者援護施設	生活支援員	精 9 1 0
精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員	精 9 1 1
	管理人	精 9 1 2
精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	世話人	精 9 1 3